

函 館 市 の 人 口

－ 平成 27 年国勢調査結果 －

函 館 市

利 用 上 の 注 意

1 内 容

この調査結果書は，総務省統計局から公表された平成27年国勢調査結果集計から本市に関するものを取りまとめ，これと過去の国勢調査結果で比較可能な数値を併せて収録した。

2 数 値

数値の単位未満は，原則として四捨五入をしており，総数と内訳の合計値が一致しない場合がある。

本市はこれまでに下記の市町村と合併しているが，従前の調査結果はすべて平成27年10月1日現在の市域に基づいて組替えた数値を掲載している。

○合併市町村一覧（合併年月日）

湯 川 町（昭和14年4月1日）

銭 亀 沢 村（昭和41年12月1日）

亀 田 市（昭和48年12月1日）

戸 井 町（平成16年12月1日）

恵 山 町（ " ）

楸法華村（ " ）

南茅部町（ " ）

3 記 号

統計表中に使用した記号は，次のとおりである。

- (1) 「－」 ……該当数値がないもの
- (2) 「…」 ……数値が得られないもの
- (3) 「△」 ……減少
- (4) 「X」 ……数値が秘匿されているもの

※ 割合は，特に注記のない限り分母から不詳を除いて算出している。また，過去の割合も同様の方法で再計算している。

4 本書についての問合せ先

北海道函館市東雲町4番13号 函館市総務部総務課統計担当
TEL(0138)21-3651 FAX(0138)27-6489

目 次

I	平成27年国勢調査の概要	1
II	用語の解説	3
III	調査結果の概要	12
1	人口、世帯、住宅の状況	12
2	労働状態	21
3	産業	23
4	従業地、通学地による人口	24
5	昼間人口、常住（夜間）人口	24
IV	統計表	26
人口、世帯		
第1表	人口の推移（大正9年～平成27年）	28
第2表	世帯数の推移（大正9年～平成27年）	28
第3表	年齢3区分人口および世帯の推移（大正9年～平成27年）	29
第4表	町丁別人口および世帯数	31
第5表	年齢（5歳階級）別人口の推移（昭和45年～平成27年）	35
第6表	年齢（各歳）別男女別人口	35
第7表	町丁別年齢（3区分）別人口および構成比	37
第8表	町丁別年齢（5歳階級）別人口	41
第9表	配偶関係（4区分）、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上人口	49
世帯構造、住宅		
第10表	世帯人員（10区分）別一般世帯数および世帯人員（平成2年～平成27年）	51
第11表	種類別施設等の世帯（6区分）の世帯数および世帯人員（平成2年～平成27年）	51
第12表	世帯の家族類型（16区分）別一般世帯数、一般世帯人員	53
第13表	町丁別世帯人員（7区分）別一般世帯数、世帯人員、家族類型（6区分）別一般世帯数 および施設等の世帯数、世帯人員	55
第14表	住宅の建て方（8区分）別住宅に住む主世帯数、主世帯人員	63
第15表	住宅の建て方（8区分）、住宅の所有の関係（5区分）別住宅に住む一般世帯数および 世帯人員	63
第16表	住居の種類・住宅の所有の関係（5区分）、年齢（5歳階級）、男女別高齢単身者数	64
第17表	町丁別住宅の所有の関係（5区分）別一般世帯数、世帯人員、建て方（7区分）別主世帯数	65
第18表	住宅の所有関係（5区分）別高齢夫婦世帯数	73
第19表	夫の年齢（5区分）、妻の年齢（6区分）別高齢夫婦世帯数	73
第20表	子供の数（3区分）別母子世帯数および父子世帯数（平成2年～平成27年）	74
第21表	支所別6歳未満世帯員、18歳未満世帯員のいる世帯、3世代、高齢単身世帯および 65歳以上夫婦のみの世帯一般世帯数	74
人口集中地区、都市計画		
第22表	人口集中地区人口、世帯数、面積の推移（昭和50年～平成27年）	75
第23表	人口集中地区年齢3区分人口および世帯数の推移（昭和55年～平成27年）	76
第24表	都市計画の地域区分（47区分）、男女別人口および世帯の種類（2区分）別世帯数、 世帯人員	77

労働状態

第25表	労働力状態, 産業, 昼間人口の推移 (昭和35年～平成27年)	79
第26表	労働力状態 (8 区分), 年齢 (5 歳階級), 男女別15歳以上人口	81
第27表	労働力状態 (6 区分), 配偶関係 (4 区分), 年齢 (5 歳階級), 男女別15歳以上人口	83

産業

第28表	産業 (大分類), 男女別15歳以上就業者数の推移 (平成12年～平成27年)	87
第29表	産業 (大分類), 年齢 (5 歳階級), 男女別15歳以上就業者数	89
第30表	産業 (大分類), 年齢 (5 歳階級), 男女別15歳以上雇用者数 (役員を含む)	91
第31表	町丁別産業 (大分類) 別15歳以上就業者数	93
第32表	町丁別従業上の地位 (3 区分), 男女別15歳以上就業者数	101
第33表	産業 (大分類), 従業上の地位 (8 区分) 別15歳以上就業者数	105
第34表	夫婦の就業・非就業 (4 区分), 夫の年齢 (5 区分), 妻の年齢 (6 区分) 別高齢夫婦のみの世帯数	108
第35表	世帯の家族類型 (3 区分), 子供の有無・数・年齢 (49 区分), 夫婦の就業・非就業 (4 区分) 別夫婦のいる一般世帯数	109

常住地, 従業地, 通学地

第36表	常住地による年齢 (5 歳階級) 別, 男女別人口および就業者数	111
第37表	従業地・通学地による年齢 (5 歳階級) 別, 男女別人口および就業者数	114
第38表	常住地による従業・通学市町村別15歳以上就業者数および15歳以上通学者数	117
第39表	従業地・通学地による常住市町村別15歳以上就業者数および15歳以上通学者数	118
第40表	町丁別常住地による従業地・通学地別15歳以上就業者数および通学者数	119

移動人口

第41表	5 年前の常住地, 労働力状態 (5 区分), 産業 (大分類) 別15歳以上人口	123
第42表	支所別居住期間 (6 区分), 男女別人口	124
第43表	支所別 5 年前の常住地 (5 区分), 男女別人口	125

V 参考表 一渡島, 檜山, 道内各都市, 中核市一 126

人口, 世帯

第44表	渡島総合振興局, 檜山振興局管内市町別人口および世帯数	127
第45表	渡島総合振興局, 檜山振興局管内市町別年齢 (3 区分) 別人口および構成比	128
第46表	道内都市別人口および世帯数	129
第47表	道内都市別年齢 (3 区分) 別人口および構成比	130
第48表	中核市別人口および世帯数	131
第49表	中核市別年齢 (3 区分) 別人口および構成比	132

労働状態, 産業

第50表	渡島総合振興局, 檜山振興局管内市町別産業 (3 区分) 別15歳以上就業者数	133
第51表	渡島総合振興局, 檜山振興局管内市町別産業 (大分類) 別15歳以上就業者数	134
第52表	道内都市別産業 (大分類) 別15歳以上就業者数	135
第53表	中核市別産業 (大分類) 別15歳以上就業者数	137

昼間人口, 常住 (夜間) 人口

第54表	渡島総合振興局, 檜山振興局管内市町別昼間人口および常住 (夜間) 人口	139
第55表	道内都市別昼間人口および常住 (夜間) 人口	139
第56表	中核市別昼間人口および常住 (夜間) 人口	139

I 平成27年国勢調査の概要

調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の時期

平成27年国勢調査は、平成27年10月1日午前零時現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成27年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施された。

また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令（昭和55年政令第98号）、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）および国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総務省令（昭和59年総理府令第24号）に基づく。

調査の地域

平成27年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- ・歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島
- ・島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成27年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、または住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居または住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、または、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院または診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院し、または入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお、後者の場合は日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

- 4 自衛隊の営舎内または自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎または当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所または拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者および受刑者ならびに少年院または婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院または婦人補導院

本邦内に居住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）およびその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属およびその家族

調査事項

平成27年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

・世帯員に関する事項

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 氏名 | (8) 5年前の住居の所在地 |
| (2) 男女の別 | (9) 就業状態 |
| (3) 出生の年月 | (10) 所属の事業所の名称および事業の種類 |
| (4) 世帯主との続き柄 | (11) 仕事の種類 |
| (5) 配偶の関係 | (12) 従業上の地位 |
| (6) 国籍 | (13) 従業地または通学地 |
| (7) 現住居での居住期間 | |

・世帯に関する事項

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 世帯の種類 | (3) 住居の種類 |
| (2) 世帯員の数 | (4) 住宅の建て方 |

調査の方法

平成27年国勢調査は、総務省統計局—都道府県—市区町村—国勢調査指導員—国勢調査員の流れにより行った。

調査は、調査員または調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が下記の方法により行った。

- 1 調査員等は、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配布する。世帯は、9月10日～20日の期間にインターネット回答を行う。
- 2 その後、調査員等はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布する。世帯は、記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、または郵送により提出することにより回答を行う。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」および「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票である。

集計の方法

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号づけをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果表として集計する。

Ⅱ 用語の解説

人口

国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前0時現在（以下「調査時」という。）の人口である。調査した人口は「常住人口」であり、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、または住むことになっている者のことであるが、3か月にわたって住んでいる住居または住むことになっている住居のないものは、調査時にいた場所に「常住している者」とみなして扱う。

人口重心

人口重心とは、人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定して、当該市区町村の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいう。

面積

本書に掲載した面積および人口密度は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した各年の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

人口性比

人口性比は、女性100人に対する男性の数をいう。

$$\bullet \text{人口性比} = \text{男性} \div \text{女性} \times 100$$

年齢

年齢は、平成27年9月30日現在による満年齢である。なお、平成27年10月1日午前0時に生まれた者は0歳とした。

平均年齢

平均年齢の算出式は次のとおり。

$$\bullet \text{平均年齢} = (\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}) \div \text{各歳別人口の合計} + 0.5$$

国勢調査では9月30日現在の満年齢を用いて集計しているため、X歳0日～X歳364日までの人が同じX歳として扱われることを考慮し、平均の0.5歳（半年分）を加えている。

年齢中位数

年齢中位数とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する年齢のことをいう。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無によらず、実際の状態により次のとおり区分している。

- 1 未婚 まだ結婚をしたことのない人
- 2 有配偶 届出の有無に関係なく、妻または夫のある人
- 3 死別 妻または夫と死別し、独身の人
- 4 離別 妻または夫と離別し、独身の人

国籍

国勢調査では、国籍を「日本」のほか、「韓国、朝鮮」「中国」「フィリピン」「タイ」「インドネシア」「ベトナム」「インド」「イギリス」「アメリカ」「ブラジル」「ペルー」「その他」に区分している。

また、二つ以上の国籍を持つ人について、それぞれ次の国籍を持つものとした。

- 1 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」
- 2 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

1 一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の雇人については、人数に関係なく雇い主の世帯に含めた。
- (2) (1) の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

2 施設等の世帯

世帯の単位は、原則として下記の(1)～(3)は棟ごと、(4)は中隊または艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は各人を一世帯とする。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒
学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者
病院・療養所などに既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者
老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者
自衛隊の営舎内または艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者
刑務所および拘置所の被収容者ならびに少年院および婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他
定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

※参 考 昭和55年以前の調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分していた。

普通世帯… 住居と生計を共にしている人々の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、普通世帯と住居を共にする単身の雇人については雇主の世帯に含む。

準世帯… 間借り・下宿などの単身者、会社などの独身寮の単身者、寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者、その他

世帯人員と世帯の家族類型

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主および世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

また、今回調査から、「親族世帯」および「非親族世帯」を、「親族のみの世帯」および「非親族を含む世帯」に変更した。

○ 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

A 親族のみの世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

また、親族のみの世帯の内訳について、原則としてその親族の中で最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

i 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

ii 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - 1) 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - 1) 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - 1) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - 1) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
 - 1) 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 2) 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - 1) 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 2) 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない世帯

B 非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

3 世代世帯

世帯主との続き柄が祖父母、世帯主の父母（または世帯主の配偶者の父母）、世帯主（または世帯主の配偶者）、子（または子の配偶者）、および孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4世代以上が住んでいる場合や、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれる一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれない。

母子・父子世帯

母子世帯・父子世帯とは、以下のものをいう。

- 1 母子世帯 未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの。）
- 2 父子世帯 未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの。）
- 3 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む） 「母子世帯」および「父子世帯」に、未婚、死別または離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供および他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯とは、以下のものをいう。

- 1 高齢単身世帯 65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの。）
- 2 高齢夫婦世帯 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの。）

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

1 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

2 住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住居の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、次のとおり区分した。

また、「間借り」以外の5区分に居住する世帯を「主世帯」とする。

1 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含む。

2 公営の借家

その世帯の借りている住宅が都道府県営または市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

3 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都市再生機構または都道府県・市区町村営の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。

4 民営の借家

その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」および「給与住宅」でない場合

5 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有または管理する住宅に、職務の都合上または給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社または雇い主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

6 間借り

他の世帯が住んでいる上記住宅のいずれかの一部を借りて住んでいる場合

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分した。

1 一戸建

1 建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が1 住宅であればこれに含む。

2 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入り口を持っているもの（「テラス・ハウス」を含む。）

3 共同住宅

棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの（1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。）

共同住宅は、建物の階数により「1・2階建」「3～5階建」「6～10階建」「11～14階建」「15階建以上」に5区分している。（世帯が住んでいる階についても同様。）

4 その他

上記以外で、例として工場や事務所などの一部に住宅がある場合

労働力人口・労働力状態

15歳以上の就業者と完全失業者を合わせた人口を労働力人口といい、15歳以上の人について、平成27年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり労働力状態を区分した。

1 就業者

調査週間中に賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして就業者に含めている。

(1) 主に仕事

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

(2) 家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

(3) 通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

(4) 休業者

- 1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- 2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

2 完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

3 非労働力人口

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者および完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く。）

(1) 家事 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

(2) 通学 主に通学していた場合

(3) その他 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

労働力率

15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいう。

・労働力率(%)＝労働力人口÷15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）×100

従業上の地位

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって以下のとおり区分した。

1 雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

(1) 正規の職員・従業員

勤め先で一般職員または正社員と呼ばれている人

(2) 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

(3) パート・アルバイト・その他

就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」「アルバイト」またはそれらに近い名称で呼ばれている人、または、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」またはそれに近い名称で呼ばれている人

2 役員

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

3 雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

4 雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、個人または家族だけで事業を営んでいる人

5 家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

6 家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産業

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう。（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類。）

なお、国勢調査に用いる産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を国勢調査に適合するよう集約して編成したものであり、本書ではそのうち大分類を用いている。

○ 産業大分類

第1次産業…A農業(1)、林業(2) B漁業

第2次産業…C工業、採石業、砂利採取業 D建設業 E製造業

第3次産業…F電気・ガス・熱供給・水道業 G情報通信業 H運輸業、郵便業

I卸売業、小売業 J金融業、保険業 K不動産業、物品賃貸業

L学術研究、専門・技術サービス業 M宿泊業、飲食サービス業

N生活関連サービス業、娯楽業 O教育、学習支援業 P医療、福祉

Q複合サービス事業 Rサービス業（他に分類されないもの。）

S公務（他に分類されるものを除く。）

居住期間

その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」「1年未満」「1年以上5年未満」「5年以上10年未満」「10年以上20年未満」「20年以上」の6区分とした。

5年前の常住地

その世帯の世帯員が5年前に居住していた市区町村をいう。平成27年国勢調査では、平成22年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村について調査し、以下のとおり区分した。

また、平成17年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していたが、平成22年調査から5歳未満の人についても出生後ふだん住んでいた場所について調査し、区分した。

- | | | |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 現住所 | 調査時における常住地と同じ場所 |
| 2 | 国 内 | |
| 3 | 自市区町村内 | 調査時における常住地と同じ市区町村 |
| 4 | 道内他市区町村 | |
| 5 | 他都府県 | |
| 6 | 国 外 | |

世帯の移動類型

一般世帯について、5年前の常住地からの移動状況により、以下のとおり区分した。

- 1 全世帯員が移動の世帯（全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯）
 - (1) 全世帯員の5年前の常住市区町村が同一
全世帯員の5年前の常住地が現住所以外の同一市区町村である世帯
 - (2) 一部世帯員の5年前の常住市区町村が異なる
全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯のうち、5年前の常住市区町村が世帯主の5年前の常住市区町村と異なる世帯員がいる世帯
- 2 一部世帯員が移動の世帯（一部の世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯）
- 3 世帯員の移動者がいない世帯

従業地・通学地

就業者が従業している、または通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分した。

- 1 自市区町村で従業・通学
 - (1) 自宅
従業している場所が、自分の居住する家または家に附属した店・作業場などである場合
併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含む。
農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工・左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含む。
 - (2) 自宅外
常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で、上記の「自宅」以外の場合

2 他市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

常住市区町村からの流出口を示すものである。

- (1) 道内他市区町村 従業・通学先が常住地と異なる道内の他の市区町村にある場合
- (2) 他都府県 従業・通学先が常住地と異なる他都府県にある場合

昼間人口と夜間人口

調査時に調査の地域に常住している人口（常住人口）を夜間人口といい、また、従業地・通学地による人口を昼間人口といい次の式で求められる。

$$\bullet \text{ 昼間人口} = \text{函館市の夜間人口} - \text{函館市からの流出口} + \text{函館市への流入人口}$$

昼間人口を算出する際は、夜間勤務・通学の人も便宜上昼間勤務・通学とみなして計算する。
ただし、昼間人口には買い物客などの非定常的な移動は考慮していない。

Ⅲ 調査結果の概要

1 人口、世帯、住宅の状況

(1) 総人口および男女別人口

平成27年国勢調査（平成27年10月1日現在）による函館市の人口は265,979人で、前回の平成22年国勢調査の279,127人に比べ、13,148人（4.7%）減少した。

人口の推移をみると、昭和55年の345,165人をピークに、その後は減少傾向が続いている。

また、男女別人口は、男性が120,376人、女性が145,603人で、女性が男性より25,227人多く、人口性比（女性100人に対する男性の数）は82.7となり、前回の22年と比べ、男性が6,670人（5.3%）、女性が6,478人（4.3%）減少し、人口性比は0.8ポイント低下した。

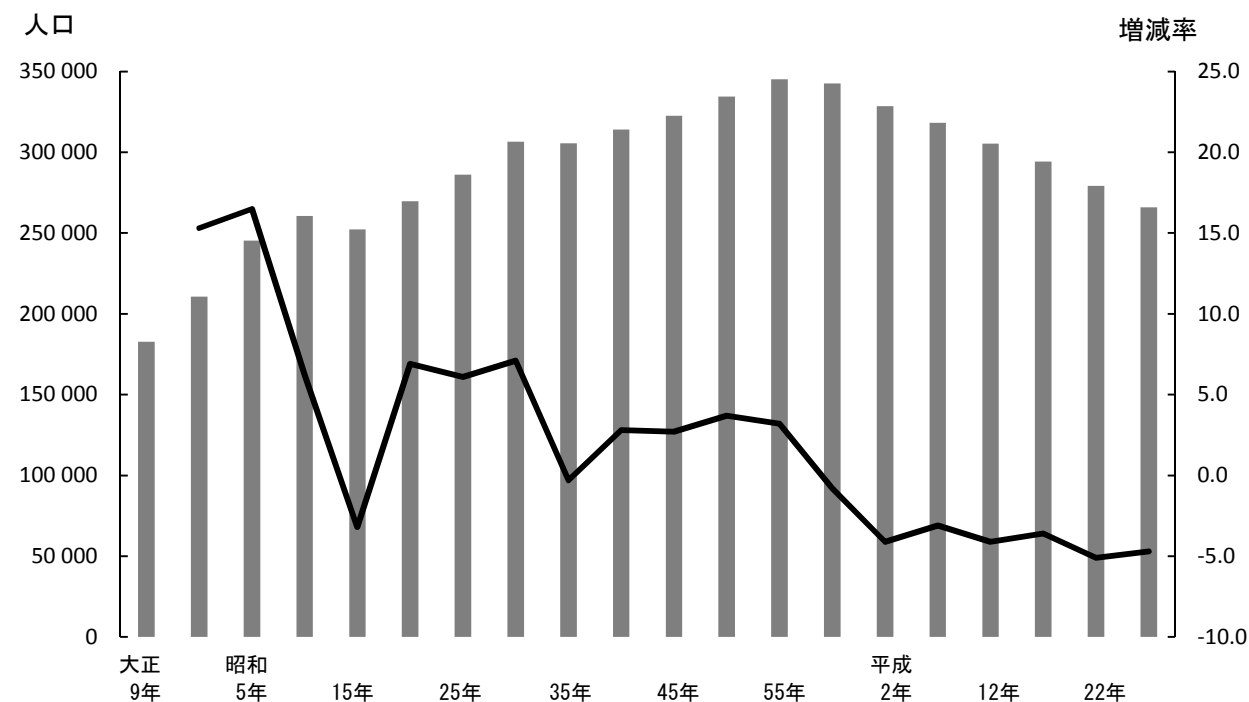
なお、北海道の人口は5,381,733人で、前回の22年に比べ124,686人（2.3%）減少し、全国では127,094,745人と、962,607人（0.8%）減少した。

全国の人口が減少に転じたのは調査以来初めてである。

表1. 函館市の人口の推移（大正9年～平成27年）

年次	人口（人）						面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	総数	前 回 増減数	前 回 増減率 (%)	男	女	人口 性比 (%)		
大正 9年	182 771	...		95 247	87 524	108.8	...	...
" 14年	210 711	27 940	15.3	109 986	100 725	109.2	...	...
昭和 5年	245 400	34 689	16.5	128 558	116 842	110.0	...	...
" 10年	260 658	15 258	6.2	135 595	125 063	108.4	...	...
" 15年	252 200	△8 458	△ 3.2	127 438	124 762	102.1	...	...
" 22年	269 723	17 523	6.9	133 331	136 392	97.8	...	...
" 25年	286 075	16 352	6.1	139 820	146 255	95.6	677.54	422.23
" 30年	306 459	20 384	7.1	151 287	155 172	97.5	680.22	450.53
" 35年	305 472	△ 987	△ 0.3	147 635	157 837	93.5	680.22	449.08
" 40年	314 135	8 663	2.8	150 372	163 763	91.8	680.22	461.81
" 45年	322 497	8 362	2.7	153 738	168 759	91.1	680.79	473.71
" 50年	334 416	11 919	3.7	158 937	175 479	90.6	680.97	491.09
" 55年	345 165	10 749	3.2	163 875	181 290	90.4	681.06	506.81
" 60年	342 540	△2 625	△ 0.8	160 865	181 675	88.5	681.15	502.88
平成 2年	328 493	△14 047	△ 4.1	152 198	176 295	86.3	677.28	485.02
" 7年	318 308	△10 185	△ 3.1	146 683	171 625	85.5	677.42	469.88
" 12年	305 311	△12 997	△ 4.1	140 151	165 160	84.9	677.48	450.66
" 17年	294 264	△11 047	△ 3.6	134 868	159 396	84.6	677.82	434.13
" 22年	279 127	△15 137	△ 5.1	127 046	152 081	83.5	677.93	411.73
" 27年	265 979	△13 148	△ 4.7	120 376	145 603	82.7	677.86	392.40
北海道	5 381 733	△124 686	△ 2.3	2 537 089	2 844 644	89.2	83 424.31	68.60
全 国	127 094 745	△962 607	△ 0.8	61 841 738	65 253 007	94.8	377 970.75	340.80

図1. 人口および人口増減率の推移(大正9年～平成27年)



(2) 町丁別人口

人口を町丁別にみると、石川町が4,834人で最も多い。また、前回の22年に比べ、人口の増加数が最も多いのは桔梗町で、628人の増加となっている。

表2. 人口上位5町丁

町丁名	(人)		
	総数	男	女
石川町	4 834	2 212	2 622
深堀町	4 829	2 006	2 823
桔梗町	4 752	2 207	2 545
富岡町2丁目	4 721	2 116	2 605
亀田港町	4 120	1 888	2 232

表3. 人口増加数上位5町丁

町丁名	(人, %)		
	総数	前回増加数	前回増加率
桔梗町	4 752	628	15.2
石川町	4 834	577	13.6
梁川町	1 573	380	31.9
桔梗1丁目	1 393	286	25.8
追分町	1 046	253	31.9

(3) 年齢別人口

人口を年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満人口）は27,131人（構成比10.2%）、生産年齢人口（15～64歳人口）は152,154人（同57.4%）、老年人口（65歳以上人口）は85,931人（同32.4%）となっている。

これを平成22年と比べると、年少人口は3,343人（11.0%）減少しているのに対し、老年人口は9,294人（12.1%）増加している。

また、北海道の年齢3区分別人口の構成比をみると、年少人口が11.4%、生産年齢人口が59.6%、老年人口が29.1%で、全国ではそれぞれ12.6%、60.7%、26.6%となっている。

表4. 年齢3区分別人口(平成7年～平成27年)

年次	年齢3区分別人口(人)				構成比(%)		
	総数	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成7年	318 308	47 487	218 185	52 607	14.9	68.6	16.5
平成12年	305 311	39 591	203 855	61 855	13.0	66.8	20.3
平成17年	294 264	34 369	189 327	70 459	11.7	64.4	24.0
平成22年	279 127	30 474	171 405	76 637	10.9	61.5	27.5
平成27年	265 979	27 131	152 154	85 931	10.2	57.4	32.4
北海道	5 381 733	608 296	3 190 804	1 558 387	11.4	59.6	29.1
全国	127 094 745	15 886 810	76 288 736	33 465 441	12.6	60.7	26.6

※総数には年齢不詳を含む。

図2. 年齢3区分別人口構成比の推移(平成7年～平成27年)

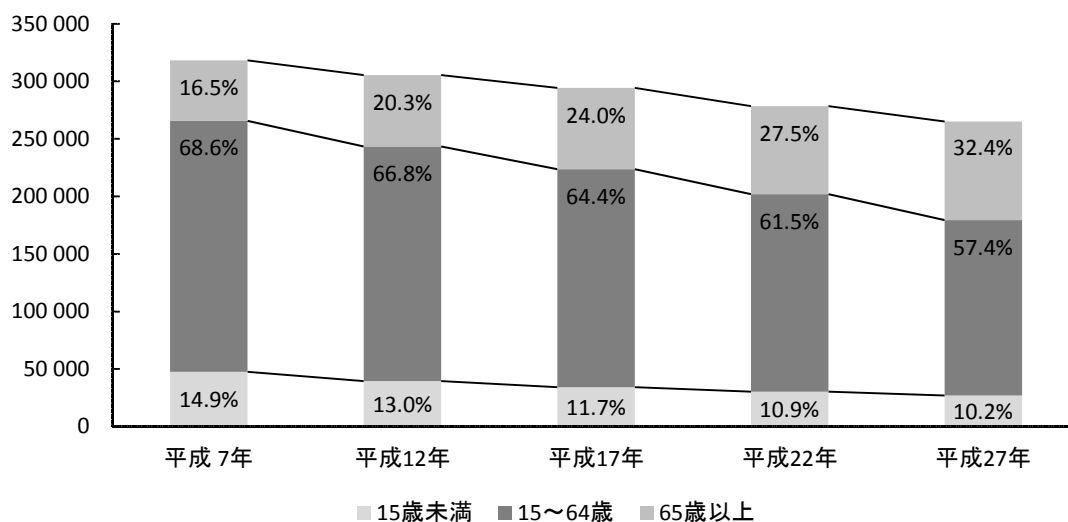


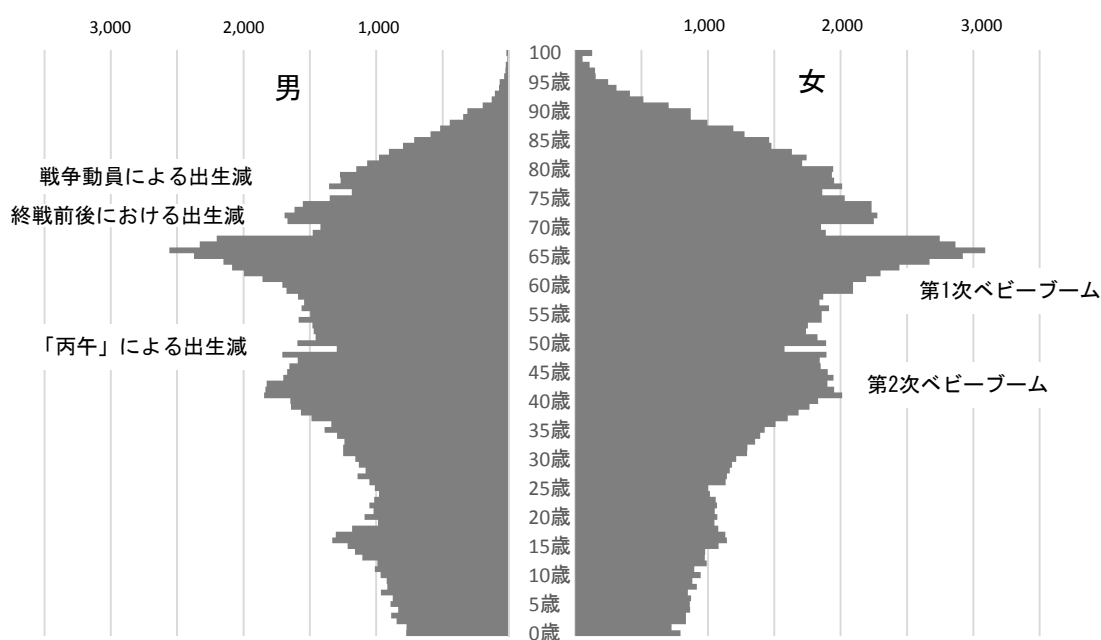
表5. 管内別年齢3区分別人口

管内別	総数	15歳未満		15～64歳		65歳以上	
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
総数	265 979	27 131	10.2	152 154	57.4	85 931	32.4
本庁	82 365	7 453	9.1	46 790	57.0	27 788	33.9
湯川支所	48 060	4 788	10.0	26 130	54.5	17 040	35.5
銭亀沢支所	6 870	507	7.4	3 832	55.9	2 522	36.8
亀田支所	116 862	13 468	11.6	69 423	59.6	33 658	28.9
戸井支所	2 677	176	6.6	1 366	51.1	1 133	42.4
恵山支所	2 993	187	6.3	1 389	46.4	1 415	47.3
榎法華支所	910	64	7.0	428	47.0	418	45.9
南茅部支所	5 242	488	9.3	2 796	53.3	1 957	37.3

※総数には年齢不詳を含む。

年齢3区分別人口を管内別にみると、年少人口の割合が最も高いのは亀田支所管内(11.6%)で、次いで湯川支所管内(10.0%)となっている。
また、老年人口の割合が最も高いのは恵山支所管内(47.3%)で、次いで榎法華支所管内(45.9%)となっている。

図3. 人口ピラミッド(各歳)



(4) 配偶関係

男女別15歳以上の人口を配偶関係別にみると、有配偶率は男性が61.0%、女性が49.0%で、未婚率は男性が29.2%、女性が23.0%となっている。

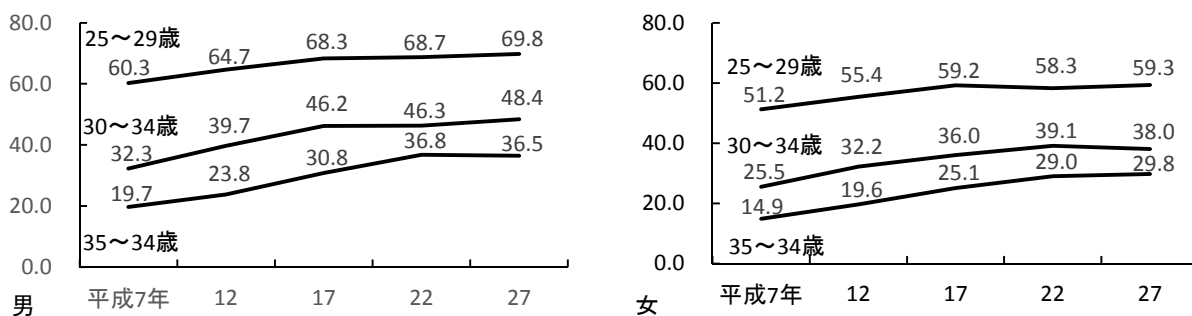
未婚率を年齢階級別（25～39歳）にみると、25～29歳の未婚率は男性が69.8%、女性が59.3%で、平成22年に比べ、男性は1.1ポイント上昇し、女性は1.0ポイント上昇した。30～34歳では男性が2.1ポイント上昇したのに対し、女性は1.1ポイント低下した。一方、35～39歳では、男性が0.3ポイント低下したのに対し、女性は0.8ポイント上昇した。

表6. 男女別配偶関係、割合

配偶関係	実数(人)		割合(%)	
	男	女	男	女
15歳以上総数	106 062	132 023	-	-
未婚	30 230	29 814	29.2	23.0
有配偶	63 104	63 686	61.0	49.0
死別	4 120	23 323	4.0	18.0
離別	6 025	13 047	5.8	10.0

※15歳以上総数には配偶関係「不詳」を含む。

図4. 男女、年齢階級別未婚率の推移(平成7年～平成27年)



(5) 外国人人口

外国人人口は771人で、国籍別にみると中国が363人と最も多く、次いで韓国・朝鮮が146人、ベトナムが39人、フィリピンが29人、アメリカが27人となっている。

表7. 国籍別外国人人口

(人)							
国籍	総数	中国	韓国・朝鮮	ベトナム	フィリピン	アメリカ	その他
人数	771	363	146	39	29	27	167

※その他には無国籍および国名不詳を含む。

(6) 世帯の状況

函館市の世帯数は123,950世帯で、平成22年の126,180世帯に比べ、2,230世帯(1.8%)が減少した。うち、一般世帯数は123,651世帯、施設等の世帯は299世帯であった。

表8. 世帯の種類別世帯数の推移(昭和60年～平成27年)

(世帯)							
世帯の種類	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	116 977	120 151	125 189	127 593	128 411	126 180	123 950
一般世帯	116 491	119 900	125 009	127 415	128 132	125 956	123 651
施設等の世帯	265	183	157	174	181	224	299

※総数には世帯の種類「不詳」を含む場合がある。

一般世帯を世帯人員別にみると、1人世帯が48,247世帯(一般世帯の39.0%)と最も多く、平成22年の45,915世帯に比べ、2,332世帯(5.1%)増加した。なお、一般世帯の1世帯当たりの人員は2.06人で減少傾向が続いている。

表9. 世帯人員別一般世帯数(平成22年～平成27年)

(世帯)								
年次	総数	1人世帯	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
平成22年	125 956	45 915	40 728	21 652	12 800	3 514	973	374
平成27年	123 651	48 247	40 373	19 792	11 002	3 087	842	308

図5. 一般世帯の世帯人員割合

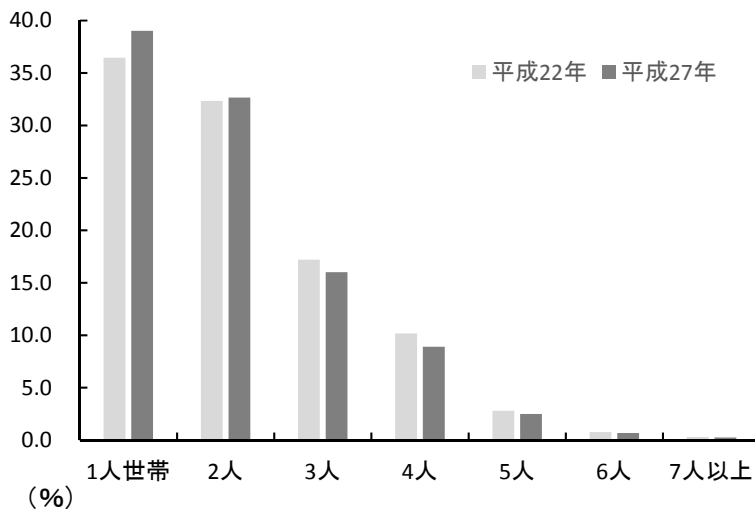


表10. 一般世帯の1世帯当たり人員(平成2年～平成27年)

(人)	
年次	人員
平成2年	2.68
平成7年	2.49
平成12年	2.33
平成17年	2.22
平成22年	2.14
平成27年	2.06

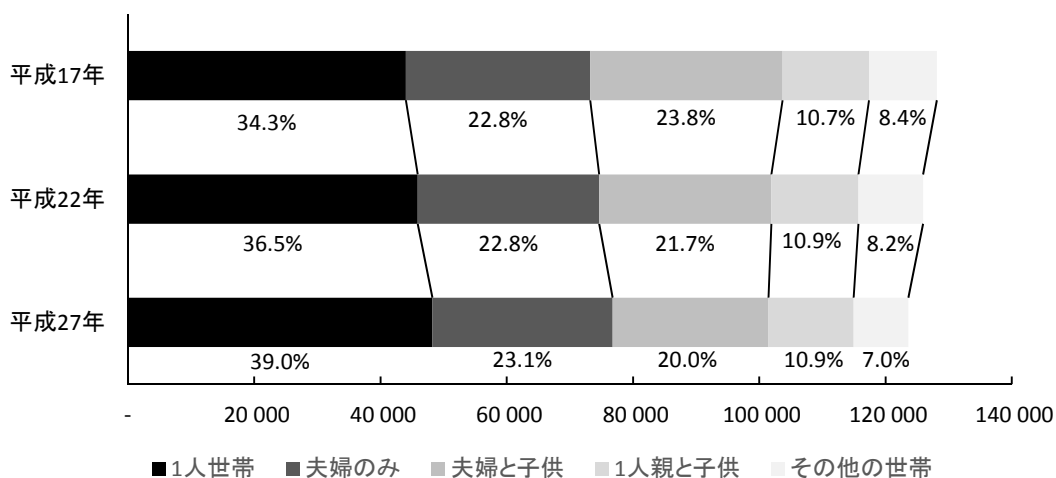
一般世帯を家族類型別にみると、核家族の世帯は66,690世帯（構成比53.9%）で、平成22年に比べ3,076世帯（4.4%）減少した。一方、一人暮らし世帯（単独世帯）は48,247世帯（構成比39.0%）で、22年に比べ2,332世帯（5.1%）増加した。

表11. 一般世帯の家族類型別世帯数の推移（平成17年～平成27年）

年次	総数	1人世帯	核家族世帯	(世帯)			その他の世帯
				夫婦のみ	夫婦と子供	1人親と子供	
平成17年	128 411	44 008	73 356	29 186	30 493	13 677	10 768
平成22年	125 956	45 915	69 766	28 735	27 271	13 760	10 269
平成27年	123 651	48 247	66 690	28 514	24 671	13 505	8 682

※一般世帯総数には世帯の家族類型「不詳」含む。

図6. 家族類型別世帯数の割合（平成17年～平成27年）



母子世帯数は2,882世帯、父子世帯数は172世帯で、それぞれ前回22年に比べ264世帯、38世帯減少した。

表12. 子の人数別母子・父子世帯数（平成22年～平成27年）

年次	母子世帯					父子世帯				
	総数	子供が1人	子供が2人	子供が3人以上	(再掲) 6歳未満 の子供の いる世帯	総数	子供が1人	子供が2人	子供が3人以上	(再掲) 6歳未満 の子供の いる世帯
平成22年	3 146	1 773	1 048	325	561	210	137	61	12	14
平成27年	2 882	1 684	949	249	513	172	111	54	7	19

高齢単身世帯は20,148世帯、高齢夫婦世帯が16,258世帯となっている。
これを前回22年と比べると、高齢単身世帯が2,647世帯増加し、高齢夫婦世帯は1,366世帯増加している。

表13. 高齢単身世帯数（平成22年～平成27年）

年次	(世帯)		
	総数	男	女
平成22年	17 501	3 955	13 546
平成27年	20 148	5 063	15 085

表14. 高齢夫婦世帯数（平成22年～平成27年）

年次	(世帯)
	高齢夫婦世帯
平成22年	14 892
平成27年	16 258

(7) 住宅の状況

住宅に住む一般世帯数は122,174世帯で、そのうち持ち家を所有しているのは68,382世帯と全体の56.0%を占め、次いで民営の借家が40,992世帯と全体の33.6%となっている。

表15. 住宅に住む一般世帯数の推移(平成17年～平成27年)

住宅の所有の関係	(世帯, %)					
	平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総数	126 317	100.0	124 508	100.0	122 174	100.0
持ち家	69 132	54.7	68 585	55.1	68 382	56.0
公営・都市再生機構・公社の借家	7 800	6.2	7 451	6.0	6 969	5.7
民営の借家	41 538	32.9	41 797	33.6	40 992	33.6
給与住宅	5 315	4.2	4 590	3.7	3 899	3.2
間借り	2 532	2.0	2 085	1.7	1 932	1.6

(8)人口重心の推移

函館市の平成27年10月1日現在の人口重心は、東経140度46分12.76秒、北緯41度48分02.80秒の、本通2丁目41番街区付近で、桔梗、石川方面の人口が増加したことから、西北西方面へと移動した。



※人口重心とは、人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定し、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいう。

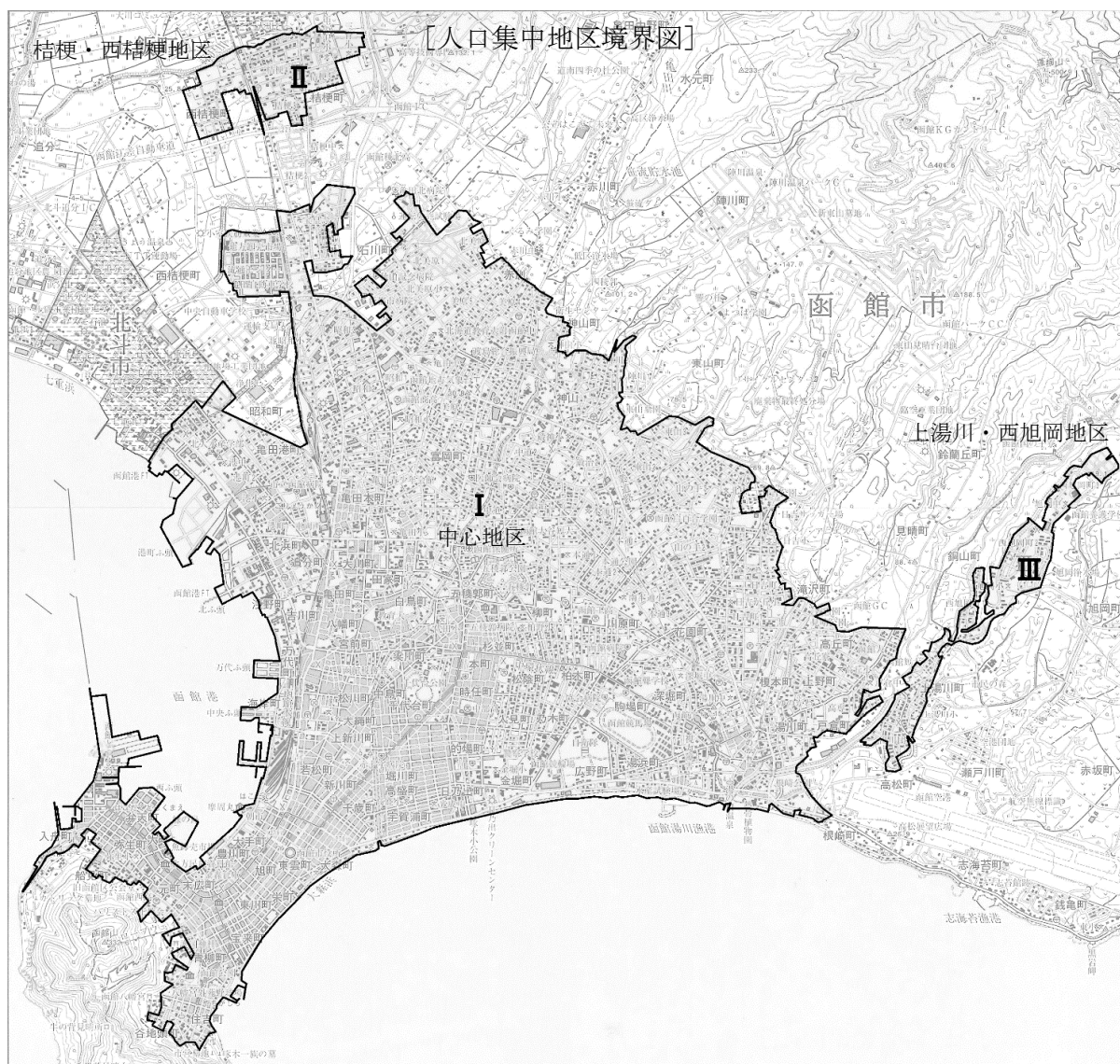
※調査年ごとの人口重心の位置は次のとおり。

年次	街区
昭和35年	堀川町19番
昭和40年	千代台町11番
昭和45年	千代台町28番
昭和50年	本町31番
昭和55年	杉並町13番
昭和60年	五稜郭町40番

年次	街区
平成2年	柳町5番
平成7年	本通1丁目15番
平成12年	五稜郭町44番
平成17年	本通4丁目24番
平成22年	本通2丁目36番
平成27年	本通2丁目41番

(9)人口集中地区(DID)の人口

人口集中地区の人口は229,488人で、全市の人口に占める割合は86.3%であった。



※人口集中地区とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区(原則として1km²当たり4,000人以上)が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域をいう。

2 労働状態

(1) 労働力人口

函館市の労働力人口は123,676人で、平成22年に比べ9,101人（6.9%）減少した。

労働力率は54.4%で、平成22年と比べると2.1ポイント低下している。これを男女別にみると、男性は66.1%、女性は45.1%で、男性が3.2ポイント、女性は1.0ポイント低下している。

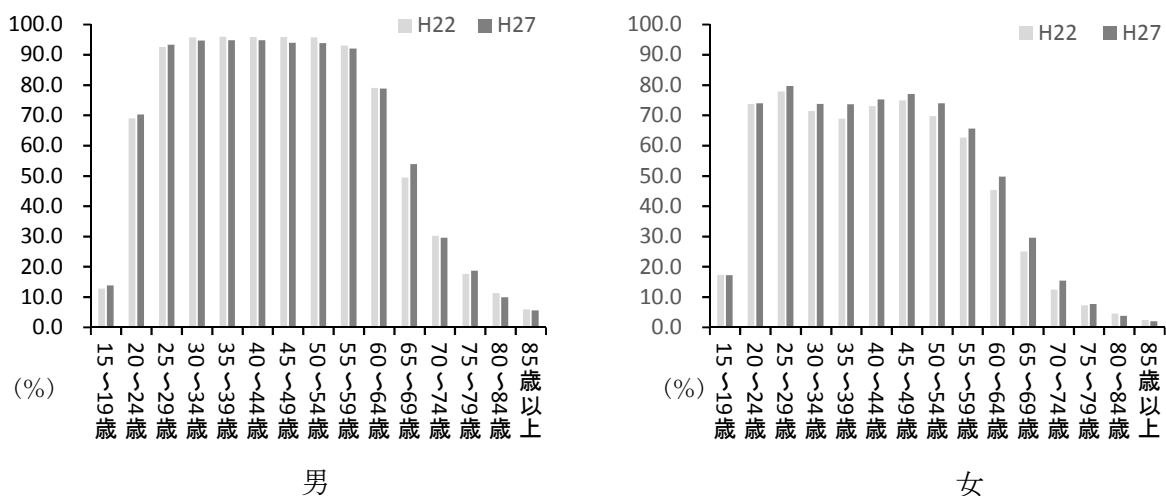
また、労働力率を年齢（5歳階級）別にみると、男性は25歳から59歳までの各年代でいずれも90%を超え、一方、女性は25～29歳と45～49歳を頂点に、35～39歳を谷とするM字カーブとなっており、平成22年と比べるとほとんどの年齢階級で上昇している。

表16. 労働力状態の推移（平成17年～平成27年）

労働力状態	人口（人）			増減率（%）	
	平成17年	平成22年	平成27年	平成17-22年	平成22-27年
総数(15歳以上)	259 786	248 042	238 085	△ 4.5	△ 4.0
労働力人口	142 430	132 777	123 676	△ 6.8	△ 6.9
うち就業者	129 940	121 734	117 125	△ 6.3	△ 3.8
うち完全失業者	12 490	11 043	6 551	△ 11.6	△ 40.7
〔労働力率(%)〕	55.8	56.5	54.4	…	…
非労働力人口	112 603	102 135	103 553	△ 9.3	1.4
男(15歳以上)	117 149	110 930	106 062	△ 5.3	△ 4.4
労働力人口	79 275	72 870	66 690	△ 8.1	△ 8.5
うち就業者	71 705	65 864	62 636	△ 8.1	△ 4.9
うち完全失業者	7 570	7 006	4 054	△ 7.5	△ 42.1
〔労働力率〕	69.5	69.3	66.1	…	…
非労働力人口	34 788	32 210	34 217	△ 7.4	6.2
女(15歳以上)	142 637	137 112	132 023	△ 3.9	△ 3.7
労働力人口	63 155	59 907	56 986	△ 5.1	△ 4.9
うち就業者	58 235	55 870	54 489	△ 4.1	△ 2.5
うち完全失業者	4 920	4 037	2 497	△ 17.9	△ 38.1
〔労働力率〕	44.8	46.1	45.1	…	…
非労働力人口	77 815	69 925	69 336	△ 10.1	△ 0.8

※総数には労働力状態「不詳」を含む。

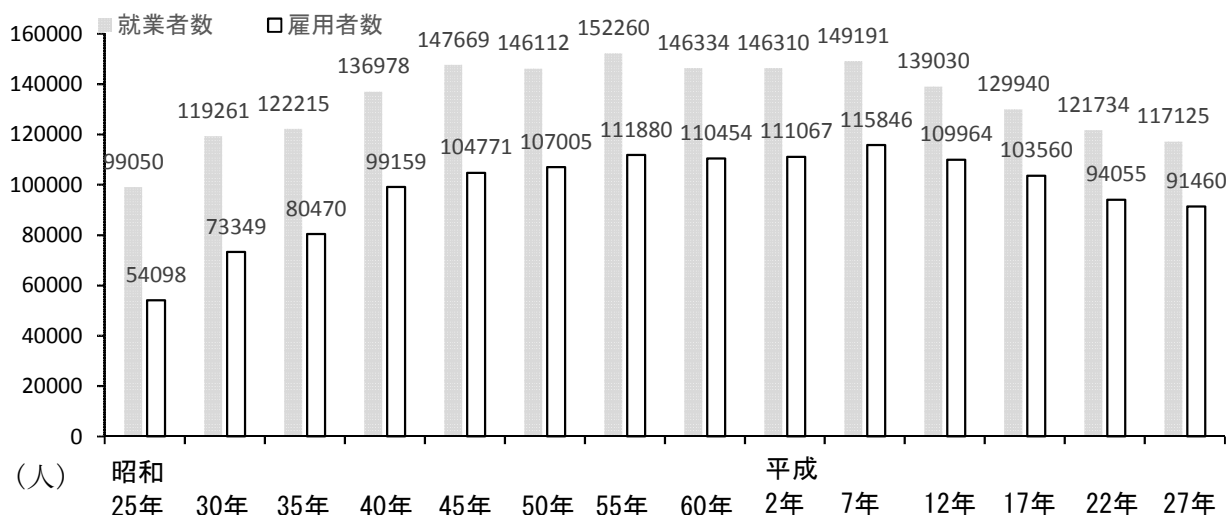
図7. 年齢(5歳階級)別男女別労働力率(平成22年～平成27年)



(2) 従業上の地位

15歳以上の就業者は117,125人で、平成22年と比べて4,609人（3.8%）減少した。
 従業上の地位別の割合をみると、「雇用者」が81.9%、次いで「自営業主」が9.1%となっている。
 また、雇用者の内訳を男女別にみると、男性は「正規の職員・従業員」の割合が81.0%、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が53.2%と最も高くなっている。

図8. 15歳以上就業者数および雇用者数の推移（昭和25年～平成27年）



※就業者数には従業上の地位「不詳」を含む。

表17. 従業上の地位別男女別15歳以上就業者数

(人, %)										
就業者数	総数	雇用者	正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト・その他	役員	自営業主	家族従業者	家庭内職者	
総数	117 125	91 460	57 527	1 987	31 946	6 193	10 167	3 713	98	
男	62 636	46 545	37 682	811	8 052	4 516	7 623	738	16	
女	54 489	44 915	19 845	1 176	23 894	1 677	2 544	2 975	82	
構成割合	100.0	81.9	51.5	1.8	28.6	5.5	9.1	3.3	0.1	
(雇用者)	...	100.0	62.9	2.2	34.9	...	...	...	...	
男	100.0	78.3	63.4	1.4	13.5	7.6	12.8	1.2	0.0	
(雇用者)	...	100.0	81.0	1.7	17.3	...	...	...	...	
女	100.0	86.1	38.0	2.3	45.8	3.2	4.9	5.7	0.2	
(雇用者)	...	100.0	44.2	2.6	53.2	...	...	...	...	

※総数には従業上の地位「不詳」を含む。

(3) 夫婦の労働力状態

夫婦のいる一般世帯を夫婦の就業・非就業別にみると、「夫婦ともに就業者」の世帯が23,263世帯（41.1%）と最も多く、次いで「夫婦ともに非就業者」の世帯が15,643世帯（27.6%）となっている。

また「夫が就業者・妻が非就業者」の世帯は15,416世帯（27.2%）となっている。

子どもの有無別に夫婦の就業・非就業をみると、「子供なし」では「夫婦ともに非就業者」が11,759世帯（39.7%）と最も多くなっている。一方、「子供あり」では「夫婦ともに就業者」が13,577世帯（50.3%）と最も多くなっている。

表18. 就業・非就業別夫婦のいる一般世帯

夫婦のいる一般世帯	総数	(世帯, %)			
		夫が就業者		夫が非就業者	
		妻が就業者	妻が非就業者	妻が就業者	妻が非就業者
夫婦のいる一般世帯 [世帯数]	58 468	23 263	15 416	2 328	15 643
子供なし	30 562	9 686	6 714	1 487	11 759
子供あり	27 906	13 577	8 702	841	3 884
夫婦のいる一般世帯 [構成比]	100.0	41.1	27.2	4.1	27.6
子供なし	100.0	32.7	22.6	5.0	39.7
子供あり	100.0	50.3	32.2	3.1	14.4

※総数には夫の就業・非就業の別「不詳」および妻の就業・非就業の別「不詳」を含む。

3 産業

15歳以上の就業者を産業（大分類）別にみると、「卸売業，小売業」が全体の16.8%と最も高く，次いで「医療・福祉」が15.7%，「建設業」および「製造業」が8.3%となっている。

また，これを男女別にみると，男性は「卸売業，小売業」が14.7%と最も高く，女性は「医療，福祉」が24.5%と最も高くなっている。

表19. 産業(大分類)別就業者数および構成比

産業大分類	人数(人)			構成比(%)		
	総数	男	女	総数	男	女
就業者数	117 125	62 636	54 489	100.0	100.0	100.0
第1次産業(A～B)	4 137	2 687	1 450	3.8	4.6	2.8
A-1 農業	937	560	377	0.8	0.9	0.7
A-2 林業	105	86	19	0.1	0.1	0.0
B 漁業	3 095	2 041	1 054	2.6	3.3	1.9
第2次産業(C～E)	19 490	13 653	5 837	17.7	23.2	11.4
C 鉱業，採石業，砂利採取業	23	17	6	0.0	0.0	0.0
D 建設業	9 747	8 401	1 346	8.3	13.4	2.5
E 製造業	9 720	5 235	4 485	8.3	8.4	8.2
第3次産業(F～S)	86 480	42 460	44 020	78.5	72.2	85.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	669	578	91	0.6	0.9	0.2
G 情報通信業	1 324	872	452	1.1	1.4	0.8
H 運輸業，郵便業	6 661	5 915	746	5.7	9.4	1.4
I 卸売業，小売業	19 706	9 226	10 480	16.8	14.7	19.2
J 金融業，保険業	2 561	1 081	1 480	2.2	1.7	2.7
K 不動産業，物品賃貸業	2 232	1 262	970	1.9	2.0	1.8
L 学術研究，専門・技術サービス業	2 357	1 526	831	2.0	2.4	1.5
M 宿泊業，飲食サービス業	8 767	3 181	5 586	7.5	5.1	10.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	4 850	1 923	2 927	4.1	3.1	5.4
O 教育，学習支援業	4 996	2 529	2 467	4.3	4.0	4.5
P 医療，福祉	18 331	4 967	13 364	15.7	7.9	24.5
Q 複合サービス事業	1 129	753	376	1.0	1.2	0.7
R サービス業(他に分類されないもの)	7 643	4 579	3 064	6.5	7.3	5.6
S 公務(他に分類されるものを除く)	5 254	4 068	1 186	4.5	6.5	2.2
T 分類不能の産業	7 018	3 836	3 182	6.0	6.1	5.8

※第1次，第2次，第3次産業の構成比は「T分類不能の産業」を除いて算出しているため大分類の計とは合わない。

15歳以上の就業者の居住期間割合を産業3部門別にみると、いずれも「20年以上」が最も高くなっている。

表20. 産業3部門別15歳以上就業者の居住期間構成比

産業3部門	(%)					
	出生時から	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
第1次産業	27.6	2.0	5.6	6.0	12.0	46.8
第2次産業	5.9	6.3	18.3	14.6	22.2	32.7
第3次産業	4.7	8.0	22.0	15.7	21.7	27.9

4 従業地、通学地による人口

函館市に常住している15歳以上の就業者・15歳以上の通学者は128,436人で、平成22年に比べ、6,626人(4.9%)減少した。このうち通勤・通学者は111,836人で、22年に比べ8,271人(6.9%)減少した。

表21. 従業地・通学地別15歳以上就業者・15歳以上通学者数の推移(平成2年～平成27年)

(人)						
市内に住む就業者・通学者	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	170 230	170 657	156 813	145 267	135 062	128 436
就業者	146 310	149 191	139 030	129 940	121 734	117 125
自宅で従業	24 084	18 120	16 965	14 726	11 823	11 451
通勤者	122 226	131 071	122 065	115 214	106 779	100 525
市内	114 718	121 927	112 703	107 734	95 792	91 127
市外	7 508	9 144	9 362	7 480	10 987	9 398
通学者	23 920	21 466	17 783	15 327	13 328	11 311
市内	23 168	20 870	17 297	14 913	12 222	10 255
市外	752	596	486	414	779	655

※総数、就業者および通学者には従業地、通学地「不詳」を含む。

また、市内で従業する就業者122,722人のうち市外から通勤する者は14,730人で、市内に通学する通学者13,035人のうち市外から通学する者は2,357人であった。

表22. 常住地別15歳以上就業者・15歳以上通学者数

(人)			
市内に通う就業者・通学者	総数	就業者	通学者
総数	135 757	122 722	13 035
市内に常住	112 833	102 578	10 255
自宅で従業	11 451	11 451	…
自宅外で従業・通学	101 382	91 127	10 255
市外に常住	17 087	14 730	2 357

※総数、就業者および通学者には従業地、通学地「不詳」を含む。

5 昼間人口、常住(夜間)人口

平成27年調査による函館市の昼間人口は273,408人(昼夜間比率102.8%)となり、平成22年に比べると0.1ポイント上昇した。

表23. 昼間人口、常住(夜間)人口、昼夜間人口比率の推移(平成2年～平成27年)

(人, %)						
昼間、夜間人口	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
昼間人口	334 538	325 000	312 658	303 878	286 732	273 408
常住(夜間)人口	328 406	318 279	305 301	294 155	279 127	265 979
昼夜間人口比率	101.9	102.1	102.4	103.3	102.7	102.8